

「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務企画提案公募仕様書

1 目的

公益社団法人福岡県青少年育成県民会議では、「未来をつくる高校生チャレンジ」事業として、県内の高校生（個人又はグループ）から地域活性化・社会問題・ワンヘルスのテーマに沿ったチャレンジプランを募集し、採択されたチャレンジプランを高校生が実行するにあたり、専門家派遣や資金援助を通して支援している。

本事業を県内の高校生や関係者に広く周知するため、「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務を委託するもの。

2 業務概要

テレビ番組等を通じた「未来をつくる高校生チャレンジ2023」の広報

(1) 事業全体の広報

事業内容の周知及び次年度以降の応募者の増加のための広報

(2) 採択されたチャレンジプランの広報

高校生9組（個人又はグループ）がチャレンジプランに取り組む様子や内容、思いなどの広報

3 委託期間

委託の期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

番組放送期間は、令和5年12月から令和6年3月28日（木）までとする。

4 番組の実施要領

	メディア	放送曜日・時間	内容	制作本数	放送回数
①	テレビ	月曜日～金曜日 7:00～9:00 ※7:00～9:00の 時間帯を基本と し、それ以外の 時間帯も受け付 けるが、時間帯 によっては減点 の対象となるこ とがある。	・2業務概要（1）及 び（2）の要素を含む 内容とする。 ・高校生への密着取材 を原則とするが、これ を上回る内容があれば 提案によることも 可能とする。	1以上	1以上

②	テレビ	土曜日又は日曜日 時間帯は提案による		1以上	1以上
③	テレビ又はラジオ	提案による	2業務概要(2)を入れることとする。	計9以上	計9以上
④	その他	提案による	提案による	提案による	提案による

5 企画

番組の制作・放送は、受託者の企画による。なお、受託者は、委託者の意図する番組制作のため、委託者に対して積極的に情報提供を行う。

6 その他の媒体による宣伝

受託者は、その他の番組宣伝として以下の媒体での広報を実施する。

- ・テレビ番組の公式ホームページ又は公式 SNS アカウントでのアーカイブ放送（全放送内容が対象）

7 テレビ番組の効果測定

受託者は、テレビ番組の効果に関して、次のとおり測定する。なお、実施時期については双方協議の上で決定する。

効果測定	実施回数	内容
アーカイブ放送の視聴数	委託期間中に1回以上実施	アーカイブ放送の動画（YouTube）について、視聴数を測定し、報告

8 放送回数の変更

契約後にメディア種別又はメディア毎の放送回数を変更するときは、受託者は、あらかじめその理由及び変更の内容を明らかにした文書をもって委託者に申し出をし、承認を得なければならない。

なお、特段の理由により、同等の放送ランクの提供が出来ないときは、受託者は、その理由を明らかにした文書を持って委託者に承認を得ることとする。ただし、天災地変その他急迫の事情があるときは、この限りでない。

9 制作した番組の提出

受託者は、放送した番組を録画し、放送がすべて終了した後、これらのデータをDVD等の記録媒体に編集し、委託者に提出する。この際、番組の前後のCMは削除するものとする。また、委託者が番組の編集及びDVDの提出を別途求めるときは、こ

れに応じなければならない。

10 二次使用

委託者は次に掲げる方法により、放送した番組を再編集した内容を令和7年3月31日まで二次使用できるものとする。ただし、この場合であっても、第三者への映像提供や、SNSでの使用は原則として除く。

- (1) 「未来をつくる高校生チャレンジ2023」採択者が行う広報活動での使用
- (2) 委託者又は福岡県による事業説明資料等での使用
- (3) 県庁舎又は県出先機関等における上映
- (4) 委託者又は福岡県が行う会議、フォーラム等における上映
- (5) 取材先における上映

11 統括責任者

統括責任者及び代行する者を置くこと。

統括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、委託者の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。

12 特記事項

受託者は、業務の円滑な遂行のために委託者を支援するとともに、調査依頼、資料要求等に対し迅速に対応すること。業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方が十分協議を行った上で実施すること。